別表十六（八）　記載要領

1　この表は、法人が一括償却資産について令第133条の２（一括償却資産の損金算入）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第137号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第133条の２（一括償却資産の損金算入）の規定により損金算入額等の計算を行う場合に記載すること。

2　「当期の月数（事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数）」の欄は、適格組織再編成により引継ぎを受けた一括償却資産について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の損金算入限度額を計算する場合にあつては、当該適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を記載すること。

別表十六(七)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「構造・区分・設備の種類」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に改め、同表の記載要領第１号中「。以下この号において「平成29年改正法」という。」及び「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）（令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「令和２年旧震災特例法」という。）第26条の６第１項前段（連結法人の準備金方式による特別償却）の規定により令和２年旧震災特例法の特別償却若しくは割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合若しくは平成29年改正法附則第82条第４項（連結法人の減価償却に関する経過措置）に規定する特例被災代替資産等につき同項第３号若しくは第４号の規定によりみなして適用する場合又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合」を削り、同表11号中「「構造・区分・設備の種類　(3)」」を「「構造、用途、設備の種類又は区分　(3)」」に改め、同表四号中「又は連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削る。

別表十六(七)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「繰延消費税額等（発生した事業年度又は連結事業年度）」を「繰延消費税額等（発生した事業年度）」に改め、同表の記載要領第１号中「ついて令」を「ついて令第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号。以下この号において「平成30年改正令」という。）附則第14条第３項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成30年改正令第１条の規定による改正前の法人税法施行令」に、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）」を「平成30年改正令」に改め、「（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）」、「（以下この号において「平成30年改正令附則規定」という。）」及び「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（次号(1)において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）に規定する個別損金額を計算する場合において法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号(1)において「令和２年旧令」という。）第139条の４（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（平成30年改正令附則規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により損金算入額等の計算を行うとき」を削り、同表11号中「又は令和２年旧法第81条の３第１項（令和２年旧令第139条の４第７項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合」を削り、同号(2)中「属する事業年度又は連結事業年度」を「属する事業年度」に、「「適格組織再編成の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」」を「「適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」」に改める。

別表十六(十一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第11号中「又は連結事業年度において」を「において」に、「「非適格合併等の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」」を「「非適格合併等の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」」に改め、同号(2)中「又は連結事業年度の損金」を「の損金」に、「「適格合併の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」」を「「適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」」に改め、同第五号中「ついてこの表を記載する場合に」を「あつて」に、「）におけるこの表の」を「）の別表十六(十一)」に、「におけるこの表の「(1)」、「(5)」、「(9)」、「(10)」、「(15)」及び「(21)」から「(34)」まで」を「の同表「１」、「５」、「９」、「10」、「15」及び「21」から「34」まで」に改める。